

令和7年度 児童福祉施設等に対する指導監査の実施状況

1 指導監督の実施状況

高槻市社会福祉法人等指導監査要綱及び令和7年度高槻市児童福祉施設等指導監査実施方針等に基づき、実地指導監査を実施し、児童福祉施設等における利用者への支援の状況等を検証した。

実施にあたっては、指導監査の目的である児童福祉サービスの質の確保及び向上を図るため、事業の適格性や不適切事項の改善状況、サービスの維持向上に向けた取組の確認及び指導を徹底した。

指導監査を実施した結果、早急に是正又は改善を図る必要があるものとして文書により改善指導を行った事項については、報告書や挙証資料の提出を求め改善状況を確認するほか、必要に応じて追加資料の提出や法人の代表者、施設長等からの説明を求めること等により、改善・是正措置の徹底を図った。また、法令、通知等に違反する場合のうち、比較的軽微なもの等として口頭指摘を行った事項についても、改善報告が提出されたものに対し、改善状況の確認を行った。

なお、監査を実施するにあたり、本年度の指導監査においても感染症対策等を考慮して「重点項目に絞り簡素化した短時間（3時間を目標）の監査」を原則とした。

また、確認制度に基づく指導監査（確認指導）については、実地指導監査の実施に合わせて実施するとともに、子ども・子育て支援施設等も対象とした。

この他、認可外保育施設については、児童福祉法に基づき、本市内にあるすべての届出対象施設を対象に立入調査を実施した。

2 児童福祉施設等に対する指導監督の実施状況

令和7年8月から令和8年2月までの期間で、市内所在の教育・保育施設及び地域型保育事業への指導監督を実施した。

種 別	対 象 数	実 施 数	文 書 に よ る 指摘事項の数	左 記 の 内 訳		
				施設運営等	会計処理等	利用者支援等
教育・保育施設	70	70	8	1	0	7
地域型保育事業	57	57	14	0	2	12
計	127	127	22	1	2	19

※ 教育・保育施設とは、保育所、認定こども園（幼保連携型、保育所型、幼稚園型）及び施設型給付を受ける幼稚園をいう。

※ 教育・保育施設は、児童福祉法第46条又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条等、地域型保育事業は児童福祉法

第34条の17等に基づき実施した。

- ※ 施設運営等とは、施設設備管理、人事管理、災害防止対策等に関する事項をいう。
- ※ 利用者支援等とは、保育の実施、食事提供等に関する事項をいう。
- ※ 上記教育・保育施設の対象数・実施数には分園3園を含む。

＜主な指摘事項＞

- ・安全で快適な生活環境への配慮が不十分（自己評価の実施等）
- ・食事提供管理が不十分（栄養管理・衛生管理等）
- ・会計事務処理が不適切（小口現金の取扱い等）
- ・避難訓練等災害防止対策が不十分

3 その他

課題等のある施設に対しては、指摘事項に係る改善状況について現地での確認を行うなど、必要に応じて特別監査を実施し、継続的かつ重点的な指導を実施した。